所 管 事 項 調 査(2) 指定管理者の更新の方針について

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ページ |
|---|-----|-----|-----|----|----------|---|---|----|---|---|----|-----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|-------------|
| 1 | 指定 | 管理 | 者制度 | 度導 | 込 | 施 | 設 | | 覧 | • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | 1 |
| , | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 公募 | 予定 | 施設 | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 2~8 |
| | (1) | 長崎 | 市体縣 | 倹の | 森 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | (2~5) |
| | (2) | 長崎 | 市道の | り駅 | 夕 | 陽 | が | 丘 | そ | ح | め | • | | | | | • | • | • | | • | (6~8) |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | | | | |
| 3 | 非么 | 〉募予 | 定施記 | 殳• | • | • | • | • | • | • | • | • . | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 9~21 |
| | (1) | 長崎 | ペン= | ドン | 水 | 族 | 館 | • | た | ち | ば | な | 漁 | 港 | 有 | 料 | 駐 | 車 | 場 | • | • | (9~13) |
| | (2) | 飛島 | 磯釣り | ノ公 | 園 | • | • | • | | • | ٠, | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | (14~17) |
| | (3) | 喜皀 | 海水浴 | 公担 | <u>.</u> | 喜 | 皀 | χ, | h | ぁ | LΛ | 土 | ャ | `, | プ | 焻 | | | | | | (1 8 ~ 2 1) |

水産農林部 令和元年6月

• i. .

1 指定管理者制度導入施設一覧

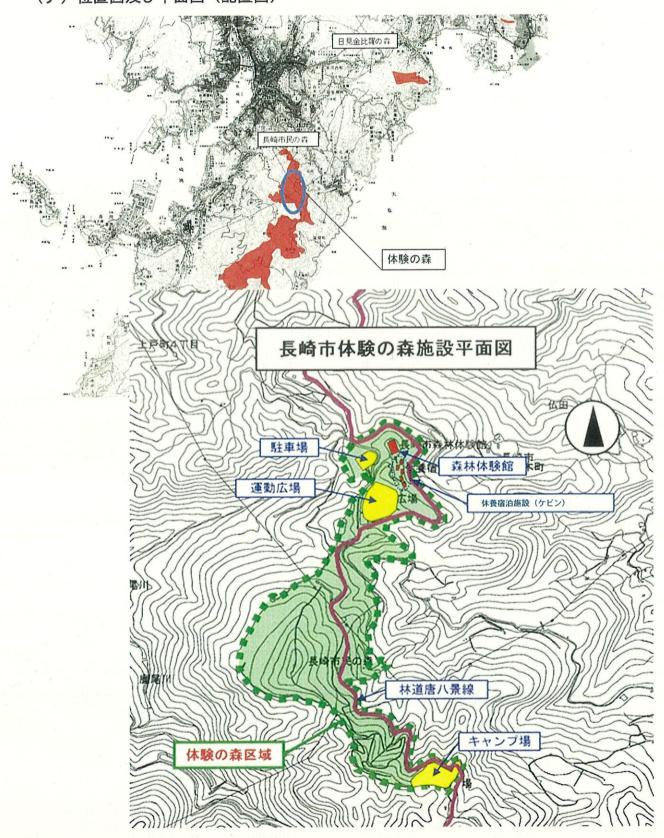
| 選定方法 | 施設名 | 設置根拠 (条例) | 現在の 指定管理者 | 指定期間 | 所管課 |
|------|--------------------|--------------------------|------------------------------|----------------------------------------|------|
| 7372 | 長崎市体験の森 | 長崎市体験の 森条例 | (株) シンコー | | |
| 公公 | 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ | 長崎市道の駅 夕陽が丘そと め条例 | そとめ「農」と「食」の架け橋 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで | |
| 募 | 長崎市野母崎高浜海岸交流 施設 | 長崎市野母崎 高浜海岸交流 施設条例 | 高浜スカイアンドシー | 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで | |
| | 長崎市伊王島海水浴場交流 施設 | 長崎市伊王島 海水浴場交流 施設条例 | (株) KPG HO TEL&RESO RT | 平成29年4月1日から 令和4年3月31日まで | 水産農林 |
| | 長崎ペンギン水族館 | 長崎ペンギン 水族館条例 | (一財) 長崎ロープ | | 政策課 |
| 非 | たちばな漁港有料駐車場 | 長崎市漁港管 理条例 | ウェイ・水族館 | 平成 27 年 4 月 1 日から | |
| 公 | 飛島磯釣り公園 | 長崎市高島ふ | 西彼南部漁業協同 組合 | 令和2年3月31日まで | |
| 募 | 高島海水浴場 | れあい海岸条 例 | 高島振興協同組合 | | |
| | 高島ふれあいキャンプ場 | (71) | 向部派突肠问祖白 | | |
| | 長崎市植木センター | 長崎市植木セ ンター条例 | 農事組合法人古賀 植木園芸組合 | 平成 29 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで | |

2 公募予定施設

(1) 長崎市体験の森

ア 施設の概要

(ア) 位置図及び平面図(配置図)



(イ) 名称

長崎市体験の森

(ウ)所在地

長崎市茂木町 1010 番地1ほか

(工) 設置年月日

平成6年7月1日

(才) 設置目的

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資するため、体験の森を設ける。

(カ) 主な施設内容

| 構造 | | 木造 2 階建(森林体験館) |
|-------|-----|-----------------------------------------------------|
| 延床面積 | | 480 m² |
| 施設 | 1 階 | 多目的ホール、木工体験コーナー、図書コーナー、厨房、 シャワー室、事務所 |
| 内 容 | 2階 | 森林学習室 |
| その他施設 | | 休養宿泊施設 5 棟、駐車場、キャンプ場、運動広場、 涼坂樹木園、昆虫の森、林間歩道、便所、東屋 |

(キ) 開場時間及び休場日の承認の基準

| 施設名 | 利用 | 休所日 | |
|---------------------------|----------|---------------|------------|
| 森林学習施設 | 午前10時から午 | | |
| | 宿泊の場合 | 午後4時から翌日午後10時 | 1月2日から1月7 |
| 休養宿泊施設 | 1日/ログ塚ロ | まで | 日まで |
| | 休憩の場合 | 午前11時から午後3時まで | |
| | | | 1月1日から6月30 |
| キャンプ施設 | 午前0時から午 | 後12時まで | 日まで及び10月1日 |
| | | | から12月31日まで |
| シャワー施設 | 午前10時から午 | 後4時まで | 1月2日から1月7 |
| 運動広場 午前10時から午後4時まで | | | 日まで |

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア)利用者の推移

(人)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 利用人数 | 25, 124 | 26, 069 | 20, 644 | 26, 279 | 21, 516 |

(千円)

(イ) 指定管理委託料

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|----|----------------|---------|---------|---------|----------------|
| 金額 | 20, 327 | 18, 900 | 18, 900 | 18, 900 | 18, 900 |

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 利用料金収入

(千円)

| 年 | 度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|---|---|----------------|--------|--------|--------|----------------|
| 金 | 額 | 2, 791 | 3, 036 | 3, 294 | 3, 052 | 3, 075 |

(エ) 主なサービス向上策

- a 市内の放課後児童クラブに対し、団体利用促進を図るため、体験プログラムのチ ラシを送付。
- b 森林体験館及び運動広場の開場時間の延長(開場基準時間は午前 10 時から午後 4 時まで、実施は午前 9 時から午後 5 時まで)
- c 森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供するため、多様な森林体験学習プログラムを実施。
- (a) キッズ倶楽部のイベント開催(H30:6回、274人)

「寒中登山」など、小学生を対象とした複数年参加型のイベントを実施し、野外での集団活動などを通じ、仲間との協力、もの作りの楽しさを体験する機会を提供。

- (b) 市民・ファミリー向けイベントの開催(H30:14回、531人) 「門松づくり」など親子体験型のイベントを月1回実施し、非日常活動の中で 親睦を広げていく機会の場を提供。
- (c) 耕作倶楽部の実施(H30:13回、356人) 野菜の種まきから収穫までの農業体験や加工品作りなどを実施。
- d ボランティアを募り、森林の清掃を実施。

(才)評価

親子参加型の自然体験型学習会などの多様なイベントや地域・団体等との協働による事業(里山清掃・森林清掃等)の継続的な展開もなされており、自主事業においては、耕作倶楽部の実施など積極的な取り組み姿勢が見られる。また、害虫の発

生時などいち早く情報収集を行い、職員研修や利用者への注意喚起の実施など十分な管理体制がなされている。以上のことから、適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされていると判断される。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 株式会社 シンコー

(イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで

(ウ)次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(工)選 定 方 法 公募

(才) 利用料金制 導入済

| 年月 | 市議会 | 内 容 |
|-----------|--------|-------------------|
| 令和元年6月 | 6月議会 | ・更新の方針の説明(所管事項調査) |
| 令和元年8月 | | 指定管理者公募 |
| 令和元年9月 | | $\overline{\Box}$ |
| | | ・公募締切 |
| 令和元年 10 月 | | 審査(指定管理者候補者選定審査会) |
| | | ・審査及び候補団体の決定 |
| 令和元年 11 月 | 11 月議会 | 指定管理者の指定 |
| | | 指定議案審查 |
| 1 [| | 債務負担行為の設定 |
| , | | ・補正予算議案審査 |

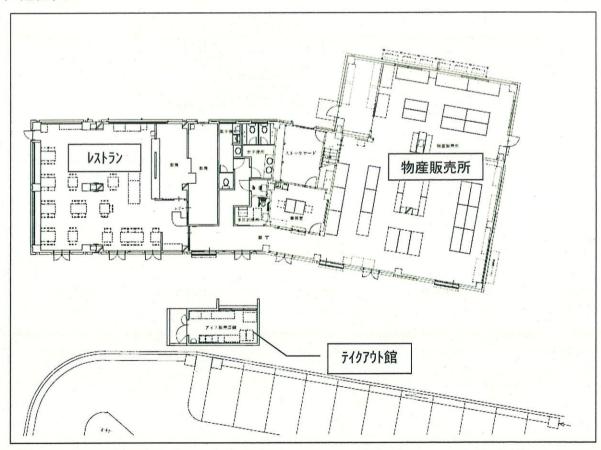
(2) 長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 配置図



(ウ)名称

長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

(工)所在地

長崎市東出津町 149 番地 2

(才) 構造

鉄筋コンクリート造2階建

(力) 設置年月日 平成 18 年 4 月 1 日

(キ)設置目的

地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興 及び道路利用者の利便性の向上に資するため、長崎市道の駅夕陽が 丘そとめを長崎市東出津町に設ける。

(ク) 主な施設内容

物産販売所・レストラン・テイクアウト館・トイレ・駐車場

(ケ) 開場時間の承認の基準

- a 物産販売所(4~9月)午前9時から午後7時までの時間帯を含む10時間以上 (10~3月) 午前9時から午後6時までの時間帯を含む9時間以上
- b レストラン(4~9月)午前11時から午後8時30分までの時間帯を含む9時間 30 分以上

(10~3月) 午前 11 時から午後 7時 30 分までの時間帯を含む 8 時間 30 分以上

(コ) 休館日の承認の基準

- a 物産販売所 1月1日~1月3日
- b レストラン 年中無休

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア)利用者数の推移

(人)

| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------|----------|-----------|----------|----------|
| 物産販売所 | 164, 613 | 160, 136 | 159, 609 | 166, 432 |
| ・レストラン | 19, 194 | 19, 739 | 21, 314 | 22, 709 |
| テイクアウト | 22, 841 | - 19, 002 | 19, 740 | 24, 800 |
| 計 | 206, 648 | 198, 877 | 200, 663 | 213, 941 |

(イ) 指定管理委託料

(千円)

| 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|----|--------|--------|--------|----------------|
| 金額 | 5. 080 | 4, 320 | 4, 320 | 3, 320 |

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 主なサービス向上策

- a 地域独自の歴史、伝統と文化を説明できる職員の育成を行う。
- b 消費者の求める安心安全な地元農産物の作付けを行うため、営農指導員による技 術指導講習会を開催する。
- c 地域外へ観光スポットとしての景観や地元の特産品等の情報発信を行う。

(工)評価

- a 物産販売所は平成 30 年度の世界遺産登録の効果もあり利用者が増え、観光客向けの商品の選択や陳列などにより、ニーズに合った店舗づくりとなったことが評価できる。
- b レストランは利用者を増やしており、地域特産品の販売と合わせ、外海の魅力発 信に努め、地域の中核施設として役割を果たしている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 そとめ「農」と「食」の架け橋
- (イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- (ウ) 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (工)選定方法公募
- (オ) 利 用 料 金 制 導入しない

(※導入しない理由 利用料金が生じないため。)

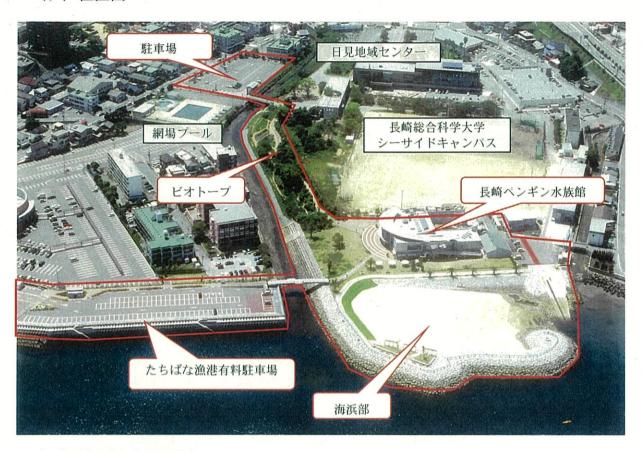
| 年月 | 市議会 | 内容 |
|-----------|--------|-----------------------------------------|
| 令和元年6月 | 6月議会 | ・更新の方針の説明(所管事項調査) |
| 令和元年8月 | | 指定管理者公募 |
| 令和元年9月 | | · • • • • • • • • • • • • • • • • • • • |
| | | ・公募締切 |
| 令和元年 10 月 | | 審査(指定管理者候補者選定審査会) |
| | | ・審査及び候補団体の決定 |
| 令和元年 11 月 | 11 月議会 | 指定管理者の指定 |
| | | ·指定議案審查 |
| | | 債務負担行為の設定 |
| | ` | ・補正予算議案審査 |

3 非公募予定施設

(1) 長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場

ア 施設の概要

(ア) 位置図





(ウ) 名称 長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場

(工) 所在地 長崎市宿町 3 番地 16

(才) 設置年月日 平成13年4月22日

(カ)設置目的 市民にペンギン及び水族とのふれあいの場を提供することにより、 市民の自然環境に対する意識の高揚を図るとともに、健全な余暇の 活用に資する。

(キ) 主な施設内容

a 長崎ペンギン水族館

| 施設名 | 概 要 |
|---------------|-------------------------------------|
| | 鉄筋コンクリート造 2 階建 2, 694 m |
| 本 体 部 分 | 亜南極ペンギン室、温帯ペンギン水槽、長崎の海水槽、プラ |
| - | ーブック水槽、タッチプール、バーチャルシアター 他 |
| コガタペンギン | 鉄筋コンクリート造 2 階建 548 ㎡ |
| 飼育展示棟 | コガタペンギン飼育展示舎、ペンギングッズ展示室 他 |
| 予備飼育棟 | 鉄骨造平屋建 244 m² |
| ビオトープ | 延面積 4,300 ㎡、小川・池 延長:170m、散策路:220m、 |
| | 自然河岸:250m |
| 海 浜 部 | 自然石突堤 180m、人工海浜 5,000 m 、散策路 180m 他 |
| 海港住脉性凯 | 軽量鉄骨造 2 階建 272 mi |
| 海洋体験施設 | カヤック 30 隻、シャワー設備 10 基、休憩室 |
| 駐 車 場 | 駐車台数 116 台 |

b たちばな漁港有料駐車場

| • | 施 | 設 | 名 | 概 | 要 | |
|---|---|---|---|------------|---|--|
| 馬 | Ξ | 車 | 場 | 駐車台数 101 台 | , | |

(ク) 開館時間の承認の基準 午前9時から午後5時まで

(ケ) 出庫時間の承認の基準 午前9時から午後6時まで

(コ) 休館日の承認の基準 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以 外の日

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

a 長崎ペンギン水族館

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|----------------|------------|------------|------------|------------|
| 入館者数 | 224, 374 人 | 255, 279 人 | 277, 225 人 | 265, 132 人 | 265, 850 人 |
| 利用台数 | 不明 | 47, 785 台 | 52, 296 台 | 50, 316 台 | 50, 458 台 |

b たちばな漁港有料駐車場

(台)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|------|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 利用台数 | 不明 | 19, 162 | 20, 433 | 21, 109 | 20, 892 |

(イ) 指定管理委託料

a 長崎ペンギン水族館・たちばな漁港有料駐車場

(千円)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|----|----------------|---------|---------|---------|----------------|
| 金額 | 58, 353 | 76, 003 | 75, 096 | 74, 940 | 75, 536 |

※修繕に係る委託料を除く

※たちばな漁港有料駐車場は、長崎市漁港管理条例第 17 条第 1 項第 4 号の規定により、ペンギン水族館との一体的な管理を行うことができるものとなっているため、過去の委託料については併せて積算しているもの。

(ウ) 利用料金収入

a 長崎ペンギン水族館

(千円)

| 年度 | . 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|-------|------------------|----------|----------|----------|----------------|
| 入館料 | 78, 786 | 86, 790 | 94, 867 | 94, 760 | 94, 350 |
| 駐車場 | 14, 115 | 13, 969 | 14, 885 | 14, 214 | 14, 152 |
| カヤック等 | 514 | 479 | 567 | 1, 301 | 960 |
| 合 計 | 93, 415 | 101, 238 | 110, 319 | 110, 275 | 109, 462 |

b たちばな漁港有料駐車場

(千円)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|-----------------|----------------|--------|--------|--------|----------------|
| たちばな漁港 有料駐車場 | 4, 367 | 5, 479 | 5, 943 | 6, 202 | 5, 982 |

(エ) 主なサービス向上策

ペンギンの飼育が世界最多の9種類になったことを効果的に周知するため、「世界一の長崎ペンギン水族館物語」という新たな冊子を配布するなど、積極的な情報発信を行っている。また、季節に合わせた各種イベントなどをはじめ、海に膝まで浸かって

ペンギンを近くで観察することのできる「ペンギンと水遊ビーチ!」を平成 28 年度から新たに実施している。

ペンギンの繁殖については、平成 27 年度にコガタペンギンの繁殖に初めて成功し、 国内の他の水族館等とのブリーディングローンや等価交換※を活用し種の保存に努 めている。

※ブリーディングローンとは、動物園 (水族館) 同士が飼育動物の繁殖のため動物を貸し出し、あるいは借り入れする契約をいい、動物の所有権を残したままで、生まれた子供は貸し手と借り手で分配する。動物の購入費がかからないので、希少動物の移動も活発に行え、近交劣化を防止するメリットがある。

等価交換とは、動物園 (水族館) 同士が飼育動物の繁殖のため動物を交換する制度であり、動物の所有権も移動する。等価の交換であるため、購入費は発生しない。

(才)評価

平成30年度の入館者数は開館以来3番目に多い入館者数を達成した。指定管理者による各種イベントの開催、ラジオ及びマスコットキャラクターを使用した広告宣伝活動並びに県内外での営業誘致活動など情報発信を積極的に行うとともに、市内で開催されるイベントへのペンギン等の出張展示及び海洋学習、出前講話などの教育普及活動にも取り組んでおり、適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 一般財団法人 長崎ロープウェイ・水族館
- (イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- (ウ) 次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (工)選 定 方 法 非公募
- (オ) 非公募の理由
 - a 長崎ペンギン水族館

現指定管理者は、水族館の運営を行うために設立された市の外郭団体である。また、同館の運営において最も重要なものは、ペンギン及びその他の水生生物の安定飼育と保護・繁殖であり、それには高度な専門性と知識の蓄積が必要であるが、同団体は長年の飼育実績によるノウハウを有しているため。

b たちばな漁港有料駐車場

たちばな漁港有料駐車場は長崎ペンギン水族館に隣接しており、その利用者の多くが水族館の入館者であり、これらの施設を一体的に管理することで、施設間の連携による利用者サービスの向上や事務の効率化が図られるため。

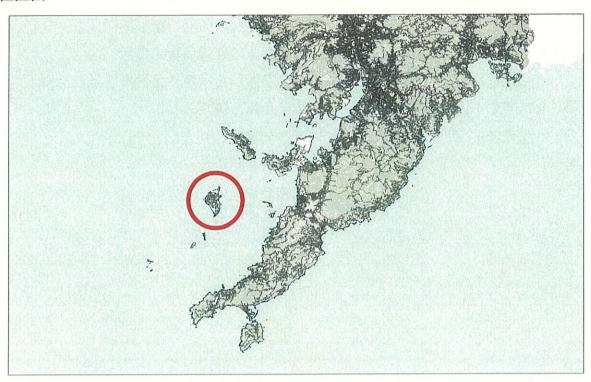
(力)利 用料金制導入済

| 年月 | 市議会 | 内容 |
|-----------|--------|--------------------|
| 令和元年6月 | 6月議会 | ・更新の方針の説明 (所管事項調査) |
| 令和元年8月 | | ・特定団体に仕様書等を提示 |
| 令和元年9月 | | ・特定団体から指定に必要な書類を受領 |
| 令和元年 10 月 | | ・特定団体の決定 |
| 令和元年 11 月 | 11 月議会 | 指定管理者の指定 |
| | | ・指定議案審査 |
| | | 債務負担行為の設定 |
| | | ・補正予算議案審査 |

(2) 飛島磯釣り公園

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)



(ウ) 名称 飛島磯釣り公園

(工) 所在地 長崎市高島町 1726 番地

(才) 設置年月日 平成9年7月20日

(カ)設置目的 市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場を提供し、市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海岸を長崎市高島町に設ける。

(キ) 主な施設内容

| 構造 | | 鉄筋コンクリート造 3 階建(休憩所) | | | |
|-------|-----|---------------------------|--|--|--|
| 延床面積 | | 768 m² | | | |
| | 1階 | 空間部分 | | | |
| 休憩棟 | 2 階 | トイレ、シャワー室等 | | | |
| | 3 階 | 休憩所、倉庫 | | | |
| その他施設 | | 北側釣り場 L=60m、東側釣り場 L=120m、 | | | |
| | | 南側釣り場 L=192m、事務所棟 | | | |

(ク) 開場時間及び休場日の基準

| 施設 | 開場時間 | 休場日 |
|---------|--------------|--------------------|
| 飛島磯釣り公園 | 午前7時から午後5時まで | 1月1日から1月3日まで及び |
| | | 12月29日から12月31日まで並 |
| | | びに1月、2月及び12月の毎週特 |
| | | 定の曜日(その日が休日(国民の祝 |
| | • | 日に関する法律(昭和 23 年法律第 |
| | 1 | 178 号)に規定する休日をいう。) |
| | | に当たるときは、その翌日) |

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|---------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| 飛島磯釣り公園 | 7, 814 | 8, 071 | 6, 897 | 7, 406 | 6, 992 |

(イ) 指定管理委託料

(千円)

| 年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|---------|----------------|---------|---------|---------|----------------|
| 飛島磯釣り公園 | 12, 456 | 13, 602 | 13, 602 | 13, 602 | 13, 602 |

※修繕に係る委託料を除く

(ウ) 施設使用料収入

| 年度 | 導入前 (17年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|---------|---------------|--------|--------|--------|----------------|
| 飛島磯釣り公園 | 3, 665 | 3, 616 | 3, 093 | 3, 544 | 3, 252 |

(エ) 主なサービス向上策

- a 開場日数の増による施設利用促進、利便性の向上。 (開場基準日数は年末年始6日間休みであるが、実施は1月1日のみ休み)。
- b 施設ホームページによる釣果や施設情報の発信、利用促進。
- c 釣りパック (360 円お得な往復船賃、入園料のセット販売) の実施による施設の利用促進。

(才) 評価

開場日数の増や施設ホームページ上で釣果などを発信することにより、施設の集客促進を図っており、長崎汽船との連携による釣りパックを実施するなど積極的な取り組み姿勢が見られる。また、普通救急救命講習修了資格保有者を雇用するなど緊急時の安全対策を整備し、適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされていると判断される。

ウ 次期候補者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 西彼南部漁業協同組合
- (イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- (ウ) 次 期 指 定 期 間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (工)選 定 方 法 非公募
- (オ) 非公募の理由

当該施設は同地区の地域活性化を担う主要なレジャー施設であり、地域との連携が特に求められる施設である。また、高島地区は離島及び過疎地域であることから、 地域振興や地元雇用に対する配慮が必要であり、地域団体である以下の団体に管理 を行わせることが適当であると考えられる。

a 飛島磯釣り公園

当該施設は、現在の指定管理者である西彼南部漁業協同組合が有する共同漁業権内に設置されており、同団体は当該水域に精通していることから、的確な情報発信による集客と緊急時の迅速な対応が期待できるため。

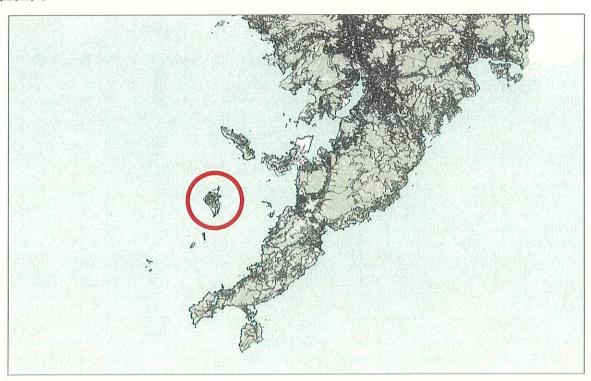
(力) 利 用 料 金 制 導入する

| 年月 | 市議会 | 内 容 |
|-----------|--------|-----------------------|
| 令和元年 6 月 | 6月議会 | 条例改正 ・条例改正議案審査 |
| 令和元年8月 | | ・特定団体に仕様書等を提示 |
| 令和元年9月 | | ・特定団体から指定に必要な書類を受領 |
| 令和元年 10 月 | | ・特定団体の選定 |
| 令和元年 11 月 | 11 月議会 | 指定管理者の指定・指定議案審査 |
| | | 債務負担行為の設定 補正予算議案審査 |

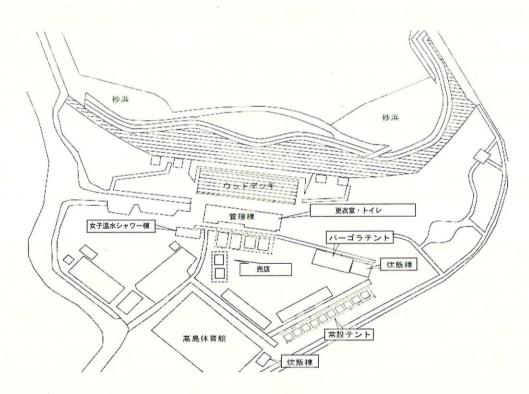
(3) 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場

ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図 (配置図)



(ウ) 名称 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場

(工) 所在地 長崎市高島町 2709 番地 5

(オ)設置年月日 (高島海水浴場)平成9年7月20日 (高島ふれあいキャンプ場)平成9年4月1日

(カ)設置目的 市民が海と自然に親しみながら行うレクリエーション等の活動の場 を提供し、市民の福祉の増進に資するため、長崎市高島ふれあい海 岸を長崎市高島町に設ける。

(キ) 主な施設内容

高島海水浴場

| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | |
|-------|---------------|---------------------------------------|--|--|
| 構造 | | 鉄筋コンクリート造2階建 | | |
| 延床面積 | | 235. 52 m² | | |
| | 1 階 | 男女温水シャワー室(男女各4基)、水洗トイレ、更衣 | | |
| | 1 1 1 1 | 室、無料水シャワー、多目的トイレ | | |
| 2 階 | | 監視員室、テラス | | |
| その他施設 | · | 女子温水シャワー棟、売店6棟 | | |

高島ふれあいキャンプ場

| 施設内容 常設テント 10 基、炊飯棟 2 棟、パーゴラテント | • |
|---------------------------------|---|
|---------------------------------|---|

(ク) 開場時間及び休場日の基準

| 施設 | 開場時間 | | 休場日 |
|--------|-----------------|-------------|------------------|
| 高島海水浴場 | 午前8時30分から午後5時まで | | 1月1日から7月20日まで及び |
| | | | 9月1日から12月31日まで |
| | | | |
| 高島ふれあい | 宿泊する場合 | 午前 10 時から | 1月1日から7月20日まで、 |
| キャンプ場 | | 翌日午前 10 時 | 9月1日から10月31日までの間 |
| | | まで | の土曜日、日曜日及び休日以外の |
| | 日帰りする場合 | 午前 8 時 30 分 | 日及び11月1日から12月31日 |
| | | から午後5時 | まで |
| | | まで | |

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(人)

| 施設(| 導入前 17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|-----------------|---------------|---------|---------|---------|---------|
| 高島海水浴場 | 9, 174 | 11, 479 | 14, 143 | 12, 613 | 11, 359 |
| 高島ふれあい キャンプ場 | 3, 239 | 3, 659 | 4, 654 | 4, 133 | 3, 338 |

(イ) 指定管理委託料

(千円)

| 施設年度 | 導入前 (17 年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|---------|----------------|--------|--------|--------|----------------|
| 高島海水浴場· | | | | | |
| 高島ふれあい | 6, 252 | 9, 317 | 9, 317 | 9, 317 | 9, 317 |
| キャンプ場 | · | | - | | |

[※]修繕に係る委託料を除く

(ウ) 施設使用料収入

(千円)

| 年度 施設 | 導入前 (17年度) | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 (見込み) |
|-----------------|---------------|-------|------------------|-------|----------------|
| 高島海水浴場 | 1, 503 | 543 | 717 | 655 | 684 |
| 高島ふれあい キャンプ場 | 693 | 728 | ⁷ 799 | 677 | 688 |

(エ) 主なサービス向上策

- a UMIBOUZin 高島、夏祭り等のイベント会場として施設集客及び高島地区の交流人口 の拡大に寄与。
- b 施設ホームページなどによる施設情報の発信、利用促進。
- c 海水浴パック (船賃、商品購入券、バス券が390円お得なセット券)の実施による 施設の利用促進。

(才)評価

高島地区の主な夏のイベントを当該施設で実施することにより、施設の集客促進を図っており、その PR や企画についても地域一体となった積極的な取り組み姿勢が見られる。また、台風発生時には予約利用者への情報提供や注意喚起を行うなど、適正な管理運営と良好なサービスの提供がなされていると判断される。

ウ 次期候補者の選定方針について

- (ア) 現在の指定管理者 高島振興協同組合
- (イ) 現在の指定期間 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで
- (ウ)次期指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (工)選 定 方 法 非公募
- (オ) 非公募の理由

当該施設は同地区の地域活性化を担う主要なレジャー施設であり、地域との連携が特に求められる施設である。また、高島地区は離島及び過疎地域であることから、地域振興や地元雇用に対する配慮が必要であり、地域団体である以下の団体に管理を行わせることが適当であると考えられる。

a 高島海水浴場・ふれあいキャンプ場

現在の指定管理者である高島振興協同組合は、高島町の振興及び発展のため、 地域の資源・施設を有効利用し、地域組織との連携を深め、住民福祉の向上を図 ることを目的として地域住民で組織・設立された団体で、当該団体に管理を任せ ることにより、同地区の事業者間の連携などによる同施設の有効活用や集客が期 待され、地域経済の活性化や交流人口の拡大に寄与することが期待できるため。

(カ) 利 用 料 金 制 導入する

| 年月 | 市議会 | 内容 |
|-----------|--------|-----------------------------------------------|
| 令和元年 6 月 | 6月議会 | 条例改正 ・条例改正議案審査 |
| 令和元年8月 | | ・特定団体に仕様書等を提示 |
| 令和元年9月 | | ・特定団体から指定に必要な書類を受領 |
| 令和元年 10 月 | | ・特定団体の選定 |
| 令和元年 11 月 | 11 月議会 | 指定管理者の指定 ・指定議案審査 |
| | | 債務負担行為の設定・補正予算議案審査 |